

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	礒 川 湧 生
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和4年12月20日(火) 午前9時00分から午前9時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 25号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 26号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 27号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第 9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (5人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 礒川湧生 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和4年12月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくお願いします。</p>
	会長

<p>会長</p>	<p>審議に入ります前に、日程第 1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 1 番 鷲 野 則 美 委員 議席番号 3 番 服 部 貢 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 7 件 議案第 2 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 2 件 議案第 2 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 9 件 決定第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ 1 5 件 専 決 報 告 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出・・・・・・・・・・ 1 0 件 2. 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出・・・・・・ 1 件 報 告 1. 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・・・ 4 件</p> <p>それでは、議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 7 件について審議をお願いします。なお、議案番号 2 番については、総会規則第 1 7 条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号 2 番の審議をおこないますので、関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（2 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、1 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 2 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、議案番号 1番、3番から7番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番、3番から7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、6件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 1番、3番から7番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地に隣接した土地で生活しております。高齢の母は昨年以降、車椅子が手放せない生活となり、利用しているデイサービスの車両が車椅子用車両に変更されました。ところが、車幅が増した事から、以前より利用していた西側の進入路では自宅に侵入できず、申請地である農地を自宅への進入路</p>

事務局	<p>としました。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく利用しておりました。深く反省しております。必要最低限の部分を分筆し、残地については田として利用していきたいと考えております。今般の申請にて進入路として利用する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地の近隣に住んでおります。申請者の住む地域では近隣で住宅を建築した住民の方々の子供の成長等に伴い、世帯で所有する車両の台数が年々増えてきました。しかし、近隣には貸し駐車場等がなく、車両の保管にみなさん苦慮されておりました。申請者はこのような地域のニーズに対応できる候補地を所有しているため、駐車場を設置したいと考えました。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく申請地の一部を利用しておりました。深く反省しております。今般の申請にて駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 26号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 26号 農地法第4条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請9件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は北一色町の事務所・工場を拠点として建築鉄骨加工業を主な事業としております。現在使用している加工済鋼材置場のスペースが十分でないため、狭いスペースで多くの鋼材を管理したり、鋼材の運搬回数を小分にしてお対応するなど非常に作業効率が悪い状況となっております。以上の理由により新たな加工済鋼材置場のスペースを工場に隣接する場所を探していたところ、当社の隣接地である申請地が見つかりました。申請地は加工済鋼材置場を設置しても他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、加工済鋼材置場として利用する計画です。</p>

事務局

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成2年に設立し生花の生産及び販売を行ってきました。生産している花きの品質が評価され需要が増えてきました。また、機械化により作業効率も向上し、生産性を上げてきました。しかし、収穫した花きの保管場所は現在の店舗の一部にしかなく、今後の事業拡大のためには農産物処理貯蔵所を建設し、各種花きの保冷庫を設置して品質確保と安定した出荷を行うことが最善であると判断しました。敷地選定につきましては耕作地から近く、立地条件として最適である申請地を選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、宅地部分と一体利用し、農産物処理貯蔵所を建設する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は名古屋市港区の本社を拠点とし、一般貨物自動車運送業を主な事業としております。取引先からの保管依頼により既設倉庫が飽和状態であり、新たな商品を置く余裕が全くなく、今後の保管依頼に対応できない状況となっています。新たな保管依頼に対応すべく保管スペースを確保するため、倉庫及び事務所を建設する運びとなりました。以上の理由により候補地を探していたところ、申請地が見つかりました。申請地は倉庫及び事務所を設置しても他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、流通業務施設を建設する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は杭打込引抜工事を主な事業としております。杭打込引抜工事は多種多様な工法があり、それに伴って多くの機材等が必要となります。現状、保管スペースが十分ではないため、移動用通路に機材をおいたり、高く積み上げて保管する等、作業及び安全面においての支障が懸念されます。そこで資材置き場を拡張し、本来必要な従業員の駐車場や移動用通路を確保し、安全性と事業の効率性を図りたいと考えました。資材置き場を拡張するため、近隣を探していたところ幸いにも隣接した土地が見つかりました。申請地は資材置き場を設置しても他の農地への影響も少ないため最適地として選定しました。今回の申請にて申請地を買い受け、資材置き場を設置する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、津島市に本店を置き、看板製作・施工業を営んでおります。現在は津島市内の土地を賃借し、事業用車両の駐車場と不要看板の一時置場として利用していますが、車両や資材を置くスペースが手狭となってきました。そこで今後の事業拡大も考え新たな置場を探していました。候補地については、会社近郊で選定していましたが見つからず、会社から半径1km圏内である申請地が見つかりました。申請地は駐車場及び資材置き場を設置しても他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場及び資材置き場を設置する計画です。

事務局	<p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、申請地の南側で2棟のアパート経営を行っております。1棟のアパート入居者用として近隣の駐車場を借りておりますが、所有者より返還を求められております。また、もう1棟のアパートについても入居者の家族分の駐車場がなく、また、アパートの来客用、申請者の家族用の駐車スペースも不足しております。今回の申請地であれば19台分の駐車スペースをとることができ、立地条件も最適であります。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、法人化する以前の平成16年よりプラスチックの切削加工業を営んでおり、令和元年には法人化し、業務を順調に拡大してきました。しかし従業員及び事業用車両の駐車場を設けていなかったため、その都度車両を移動させて対応しており、搬入出の作業は効率が悪い状態です。また、積み下ろしスペースも十分になく、木製パレットの置場も設けておらず、工場内に分散して置いており、安全上も問題がある状態です。こんな状態を解消したいと考えていた折、申請地所有者に事情を話したところ申請地の利用を快諾していただきました。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場および資材置場を設置する計画です。</p> <p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は主に飲食店の経営を行っております。令和元年より施設外就労という形で、他の就労支援事業所に業務を委託することで、障害を持つ方と関わり、見識を深めてきました。そして、現在の事業を活かす形で就労継続支援事業への転換を図るとともに、地域で必要とされる事業所を目指していく計画に至りました。作業の内容としては、弁当製造や通販における梱包や資材の組立、受け入れた資材の解体などです。作業所を建築するための立地として、申請地は駅から近く、障害を持つ人が通勤するのに比較的容易であることをから選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、就労支援施設を建設する計画です。</p> <p>(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地の隣接地にて生活をしております。このたび自宅敷地内の古い建物を取り壊したため、申請地も合わせて駐車場として利用したいと考えました。申請地を利用することで駐車や南側からの出入りもしやすくなります。また、申請地は農地として利用し難い土地の形状でもあるため、所有者より買い受ける運びとなりました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>以上、9件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第22号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請9件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から15番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第9号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から15番、全体筆数は69筆、面積は78,934㎡です。1番から14番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、13名の方々が借り受けております。その他15番は相対の利用権で1名の方が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県知事同意は令和4年12月5日、愛知県農業振興基金同意は令和4年12月5日、公告年月日は令和4年12月28日、契約開始年月日は令和5年1月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第9号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から10番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、10件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、4件の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、12月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時20分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和4年12月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 1番委員 鷺野 則 美

議事録署名者

議席番号 3番委員 服 部 貢